

## 奈良地方裁判所委員会 議事概要

### 1 日時

平成19年6月7日（木）13：30～16：50

### 2 場所

奈良地方裁判所大会議室

### 3 出席者

（委員）石川恭司、相良博美、中川裕介、西浦久子、平田静太朗、前田順司、松本ハル、横山房子  
（事務局）住友刑事首席書記官、木崎事務局長、水野事務局次長、角間総務課長

### 4 議事（□：委員長、○：委員（学識経験者）、●：委員（模擬評議裁判官））

(1) 委員長あいさつ

(2) 新委員の紹介等

(3) 委員長代理の指名

(4) 意見交換（テーマ：模擬公判（裁判員裁判）ビデオの視聴と模擬評議の実施）

□ 地裁委員会のテーマとしてこれまでも裁判員制度について意見交換をしていただきましたが、今回は裁判員裁判の模擬公判のビデオをご覧いただいた後で評議を経験していただく予定である。その後で皆さんの感想や評議の進め方等について御意見を伺いたい。模擬評議の裁判長役は石川委員、陪席裁判官役は相良委員、西浦委員にお願いする。

（石川委員から刑事裁判の流れを別紙9に沿って説明した後、模擬裁判DVD「裁判員はあなた」を視聴）

● それでは、これから評議を行ないます。今回の事件は、殺人未遂事件ということで別紙1に起訴状があります。そこに書かれている公訴事実というものが、これが検察官が主張する事件の内容ということになります。被告人が松岡という人を殺すつもりで包丁で腹を刺したかどうかということが今ビデオであった証拠、具体的には被害者と目撃者とされるスナックのママ、それから被告人のそれぞれ実際に話した事柄、内容から、果たして認められるかどうか。そして、有罪であるならばさらにどういう刑を課すべきか。検察官からは懲役6年の刑が相当だという意見が出されていますが、その刑でいいのかどうか。6年ということになると、当然実刑といいまして刑務所に行かなければいけない刑ですが、仮に有罪であるとしても刑務所に行かなければいけないのか、執行猶予でもいいのではないか。それをこれから考えていただくということになります。

どのような場合に公訴事実が認められることになるかというと、いわゆる合理的な疑いを越える程度の証明があったかどうかということになります。合理的な疑いというのは、普通一般に生活している中で常識的に照らして確かだと思われる、納得できるという程度の証拠が出されているか、というふうに考えていただければい

いかと思います。

そして、起訴状に書かれている公訴事実、事件の核心、中身や、先ほどビデオの中でも出ていましたように、冒頭手続における検察官の冒頭陳述、あるいは弁護人の冒頭陳述と、いずれも事実に即したというものではあります、それぞれの立場からの主張であって、そのとおり必ず認められるということではありません。検察官あるいは弁護人が述べた意見が証拠として使われるということでも全くありません。ですから、あくまで証拠というのは、2人の証人と被告人の供述の内容がどちらがどの程度信用できるか、それによって決めていただくということになります。

それで、その前提として、双方で争いのない事実、つまり、それは当然あったという前提で考えていいという事実が幾つかあろうかと思いますので、それを確認していきたいと思います。

まず1点目として、平成18年2月4日午後11時ころ、この「さつき」という店の前で被告人が持っていた包丁が被害者の腹部に刺さって、3週間程度の治療が必要な腹部刺創のけがを負ったということ。それから、その傷の様子というのはどういうものかというと、お手元にある資料の、別紙5と、別紙6の診断書があります。被害者の左の腹部のへその部分からやや下に下がった部分。長さが3センチ、深さが10センチ。それで、その包丁がどういう方向で刺さったかというものが腹の傷の状況という水平面の図によると、中央から左側の方に向いて入っている。まず、これが第1点ということになります。

それから、被告人が持っていた包丁ですが、これはもとより被告人がけんかのために持っていたというものではなくて、たまたまこの日、入院中の被告人の母親のために100円ショップで買ったものであるということです。ですから、本来は事件とは何の関係もないものであったということ。

それから3番目としては、今回の事件が起こる前にこのスナックで被告人と被害者との間でけんかがあつて、そのときに被告人が被害者から暴行を受けたということです。そのけんかのときに、被告人はビール瓶で被害者に殴りかかるとしたかどうかというのは言い分に食い違いがありますけれども、ビール瓶を被告人が持ち出して少なくとも殴りかかるようなふりをしたところ、ビール瓶が手からすっぽ抜けて道路の反対側まで飛んだようです。ただ道路というだけで、何メートルぐらいのところにどういうふうに飛んだのかというのはちょっとわかりませんが、道路の反対側というのですから多分二、三メートルは飛んでいるんだろうというふうに思います。

こういうところが今回の事件を考えるについて前提としていい事実と考えます。ですから、ここは本当にこういう傷を負ったのかどうかとか、被告人が持っている包丁はああいうふうに買ったと言っているけど別の意図があるのではないかと、そういうことは考えなくて結構ですので、今言った前提で考えていただきたいと思います。

今回の事件は殺人未遂という罪名になっています。殺人という意味は、人を殺すつもりで、今回の場合であれば、包丁で刺したことになります。この被害者が死んでしまえば殺人ということになりますが、3週間の治療が必要なのがにとどまった

ことになりますので、殺人未遂ということになります。殺人未遂が成立するためには、被告人に殺意、つまり、殺すつもりがあったのかどうか、あるいは積極的に殺すつもりがなかったとしても、死んでも構わないというふうに被告人が思っていたかどうかが問題になります。これを未必の故意といいます。いずれにしても被告人としては被害者を殺してやろうと思ったか、あるいは死んでも構わないと思っていたかどうかということが問題になるのですが、仮に被告人が言うように殺すつもりがなかったということが認められたとしても、それで今回の事件の場合は被告人が直ちに無罪ということにはなりません。いずれにしても被告人が包丁を持ち出して、もみ合いになったかどうかという経緯は別として、その包丁がもとで被害者がけがを負ってますので、ここは少なくとも傷害にはなると思います。殺意がないというふうに仮に認められたとしても、被告人は直ちに無罪ということではなくて、傷害の限りで有罪になる可能性があるということになります。

このように一応の前提を申し上げましたけれども、これから具体的にそれぞれの点について検討していきたいと思います。その前に見ていただいた感想をまず伺いたいと思います。

- 殺人ではなく、傷害だと思います。被告人が刺す前に暴行を受けているということもかなり大きな問題になるんではないかと感じました。どうもこの両方の言い分を聞いていても、殺意を持った行為ではないような気がしました。
- 見た感じでは人を殺そうとまでは思ってなかったと思う。ただ前に殴られけられて腹が立って、ひょっと見たら包丁が転がっていた。もう一回言って謝らせてやろうという気持ちでなので、傷害だと思います。ぶつかったとかぶつからないとか刃物の様子についてはちょっとわからないのですが、もみ合っているうちに刺さったのではないかと思います。おなかはやわらかいということを言っていましたが、その辺は専門家の方でないとわからない。骨に当たらなかったら10センチぐらい切ってしまうのではないかと思いました。
- 全体の感じでは殺意もなかったし、全くそういうふうには考えません。というのは、最後の包丁のことも全く双方の意見が違うけれども、一たん刺されてから松岡が手をとってもみ合ったというのはちょっと信じられない。やっぱりあれだけの傷を負ったらまず逃げるとか、けんかを何度もやってすごい闘争心のある人でも、やっぱり血が出てあそこまで一度刺された後に包丁を持った手首を両方持ってもみ合ったというのはちょっと考えられない。それから傷がへその下5センチにあるのですが、被告人は松岡証人と比べて背は結構低いのですが、刺す気があればそんなところを刺すのではなくて、それなりにきちんと刺そうと思えば刺すはずだと思う。位置もそうですし、それから加療3週間というのがどの程度の傷かわかりませんけれども、差し込みの方向とかぎざぎざになっているとか真っすぐすぱっと切れているとかそういうのを見れば、もみ合って切れたか意思を持って刺したか、その状況からわかるのではないでしょうか。
- その刺すところの行為の経緯は、どちらが正しいかというのはもっとよく検証しないとわからない。どちらの意見も少しおかしいなと思う。50センチの距離からあれだけ突然体当たりしたというのもおかしいし、1メートル以上離れていてその

手をつかまれたというのも、両方とも若干違うような気もする。刺した勢いを考えると、当然15センチ刺さるような気がしますが、10センチで止まっているのは殺意の云々というよりも、行為として考えにくい。浅いというか、余り力がきつく入っていないような状態で刺さったような感じです。どうも強烈な刃物の行為というのを感じないので、殺意を感じません。

- ただ一つ考えなければいけないのが、これは2月の夜中です。スナックから出てきたところなので本人たちも、特に被害者は酒を飲んでいますから、コートを着たまま、ジャンパーを着たままということではないとは思いますけれども、少なくとも薄着ではなかった。実際のところは、どういうものを着ていたかわからないのですが、そのときの天候がどうだったとか、雨が降ったとか雪が降っていたのかとかいろいろあると思います。本当はその辺のところが実際の事件では多分明らかになっているはずです。ここではそれがわからないので、それ以上のことは言えないのです。だとすると、1つ傷の深さという点が出ました。おなかの部分は結構やわらかいのですが、特に新品の包丁で、被告人自身も使ってないのでわからないと思うんですが、新品だという前提からすると、幾ら100円ショップで買ったとはいえ、当然切れるものという前提はあろうかと思います。ですから、力がそれほど入らなかつたとしても、10センチぐらいすぐ入る可能性はあるかもしれない。いかがでしょうか。
- 皆さん的第一印象は傷害だと意見でした。整理して考えていきたいと思いますが、まず刺す気で刺したのか、それとも誤って刺したのかという点を解決しないと、先に進まないような気がします。
- 刃物が10センチぐらい入るかどうかというのはどうでしょうか。
- 確かにおなかはやわらかいし骨もありませんので、胸と違います。胸ですと肋骨があるので、ここに大体当たってとまることが多いんですけども、おなかですと、案外すっと入ってしまうことが多いようです。
- どちらの言い分もある点では確かみたいだし、矛盾しているというところは今回の場合は特に2人、被害者と被告人あるいはスナックのママが言っていることになります。三者三様で一致していると言えるところもあるし、一致していないと言えるところもあって、それぞれ違うということですから、それぞれの供述がどの程度まで信用できるかということを考えて、具体的にどういう事実があったのかということをまず決めていかなければいけない。そこで、被告人自身が殺すつもりがあったかどうかということはさて置いて、まず実際にどういうことがあったのかを最初に考えてみたいと思います。スナックの前で最終的に腹に包丁が刺さったということは間違いないのですが、その前提として被害者の言うように突進ってきて刺さったということなのか、被告人が言うように最初1メートルぐらい離れて「謝れ」というふうに言ったところが、被害者の方からつかみかかってきたのでもみ合っているうちに刺さってしまったのか、どちらが確からしいということになるのかを、まず決めていただければというふうに思います。

それで、被害者の言い分をざっと整理しますと、いきさつのところは双方とも一致していると思います。一たん最初のけんかが終わり、しばらくしてから被告人が

戻ってきてドアを開けたところ、被害者と目が合った。それで、そのまま出ていった。ここは被害者の言っていることも被告人が言っていることも大きく変わっていない。ママはこのときいなかったのでどういうことがあったかわからないということになります。いきさつについて、まず問題はなかっただろうと思います。ですから、例えば被告人が積極的に店の中に入つて挑発をしたという事実はないということになります。

その後、この被害者が言ったのは、ドアを少し開けて自分の方を見たので、被害者としてはあれだけやられたのにわかつてないのかということでまた頭に来てということだと思いますが、近づいていって外に出ていった。外に出ると被告人と向き合つて、そのときの距離は50センチぐらいだった。突然、被告人の方が体当たりをしてきて、右に何か持つているのが見えた。そのときは、被害者は何を持っているかわからなかった。右の方によけたけれど、左腹に衝撃を受けて熱くなり、刃物で刺されたのとわかった。これ以上刺されないようにするために、両手で被告人の手をつかんで振り払おうとした。当然、本人も認めていましたが、被害者の方が体大きく、力が強いので後ろの車道の方に落ちていった。離れたときに、被告人が倒れて包丁を持っているのがわかった。それから被害者は逃げていったというのが被害者の供述です。

被告人の証言のうち、いきさつのところは同じです。ドアを開けた被害者と目が合つたので、このときにどうしようと思って外に出た。被害者が出てきて、思わず包丁を出して「さっきのこと、謝れ」というふうに言った。被害者の方は、そういうことは全然聞いてない。そのときの距離は1メートルぐらい。しかし、被害者は怖がるようなこともなく、逆に両手で右手に持っていた包丁を取り上げられるようにつかみかかってきた。そこでもみ合いとなり、被告人の言い分だと、足が絡んだのかつまづいたのかよくわからないけれども、前の方につんのめったのような形になつて、あっと思うと腹に刺さってしまったことになります。

被告人から言わせると、いきさつのところまではある程度の順番を覚えている。被害者の方はそういうことはない。まず、2人がどういうふうに対峙し、向き合つたのかが双方の言い分からして全然違う。50センチと1メートルというと、どのぐらいの距離になるか見てみましょう。

(実際に、50センチと1メートルの距離で2人が向き合つて距離感を確認する。)

- 今見ていただくと、1メートル離れていると、包丁を持っていることは多分明らかにわかるはずです。50センチだと、夜で、店の前でどの程度の照明があるのかわからないですけれども、店の前だとスナックの看板か何かがあったり、上の方に照明が多少あったりしてある程度は明るいかもしれません。それでも、昼間のような感じではないことは確かです。

被害者からすると、店を出るときには被告人が何か凶器を持ってきているというようなことは考えてなかったようです。そういう状況でぱっと外に出て1メートルぐらい離れていれば、包丁は見えたんじゃないかと思われます。もしそうであれば被害者はわかっているはずだから、それなりの対処を多分とったのではないかと思います。

- 「殺してやる」という言葉はどういう関係があるのか。ちょっと悩ましいのですが、恐らくどちらにしても被害者は刃物に気がついていないと思います。そうでなければ、あれだけ実力差があって刃物に気がついたら恐らく刺せなかつたと思います。それと一瞬にはぱっと 50 センチに近づくわけはないので、その前段階に離れていたのが少しずつ近づいたという、当然歩いて双方が近づいたということから考えると、気がついたら恐らく刺せなかつたんじゃないかなという気がします。証言を聞いても、被害者の方がかなりいろいろけんかの経験も豊富なようですし、体力差からいっても恐らく刃物を見つけてたら刺されなかつたのではないかと思います。
- 片方が 1 メートル離れていると言って片方が 50 センチ離れていると言っている。今そこで大体実際に目測して、その辺がポイントかなというふうに思いました。しかし、どちらが本当かということになったら、全体を通して考えるんでしょうか。
- 最終的には全体を考えることになります。
- 配役の人そのものが何となく力が強くけんか慣れしている方と、何かほっそりして気弱そうな俳優さんが配されているので、その辺のイメージがもうインプットてしまっている気がします。
- それはそういう前提でいいと思います。被告人はああいう人で、被害者はああいう見たとおりの人で、酒を飲んでかなりかっかしていたという状況でいいと思います。
- 1 メートルか 50 センチかになったら、それを客観的にどちらが正しいかというのは判断ができないのですが、トータルで考えると被告人の言うことの方が正しいのかなというふうには思います。
- 包丁が見えたかどうかというのはどうですか。
- 被害者が出てきたときには後ろに持っていたと言っていますので、1 メートル先であればわからなかつたと思います。
- 被告人は 1 メートル離れたところで刃物を前に出して「謝れ」というふうに言ったと証言していますが。
- そこでわかったと思います。
- そうすると、被告人が言ったようなことがあったと思われますか。
- それで手首を持ったというふうに思います。
- そうすると、被害者にとってみても包丁は見えていたということですか。見えていたからこそ、手をつかみに行つたんじゃないかなということですか。
- そうです。
- そうすると、「謝れ」と言わされたかどうかについて被害者は何も言ってなかつたのですが、これはどう考えたらいいですか。
- 「謝れ」とは、被害者は言っていません。
- 手をつかまれたと被害者が言っているのは刺した後ではないですか。それと刺す前と勘違いしているような感じがします。被害者は刺されてから手をつかんだと言っていました。加害者は勘違いしているのではないですか。あの状況の説明でいくと、刺す前につかまれていたら刺せないと思います。それともう一つ、被告人はそ

の前にビール瓶を持って行って、それで殴ることができなかつた。実力差があるので、刃物が見えていたら刺せないと想ひます。

- 被告人の今回の行為が殺人の動機になり得るものなのかどうかという点と、要するに、前段階にこういうことがあつたら殺意が生じるだろうと通常考えられるのか、いや、この程度では弁護人が言うように殺意までは生じないだろうと思われるのかという点。もう一つ、工藤証人が言ったことは信用できるのかどうかという点は、どう思われますか。
- ママの前で恥をかかされたぐらいでは殺そうとまでは思はないし、殺してやるという言葉は、殺意がなくても口走る可能性はかなりあると思います。包丁をたまたま持っていたから、それを見せて謝らせてやろうというくらいまでは考えられると思いますが、殺してやろうとまでは思はないのではなうでしょうか。
- 酒の上で腹を立てたと思うが、殺す動機にはならないと思う。ママの言葉がうそかどうかということになる。
- 被告人はこれから刺してやる、あるいは、刺してやると言つて謝らせてやろうというふうに思つてゐる方ですし、被害者の方はけんかを売られたというふうに思つてかかかしている人ですから、多分この三者の中で、ママがある程度引いた立場にある人だろうと思います。ママは店の付近で刃傷沙汰になつてびっくりしたと言つてましたが、積極的にうそをつくような人かどうかというと、どうでなうか。
- うそをついているとは思はない。証人はうそをつくと罪になるので、プレッシャーになるのではないか。
- 基本的には、証人はそれぞれ自分なりに事実だと思っていることを言つてゐるが、思い違いがあつたのではないかと聞かれて、そうかもしれないと答えると信用性が低下して問題になる。そこが証人尋問で明らかになる場合があります。本人がそういうふうに思つてゐたとしても、別の立場から見てこれは思い違いなのではないですか、見間違ひなのではありませんかと質問して、そうかもしれませんということになると、最終的には本人が最初に言ったことはやっぱり違つたかもしれないということになります。
- 証人の言つてゐることが信用できるかどうかというのは、いろんな観点から見ていかなければいけないと思うのですが、まず第三者的な立場の人かどうかというのは非常に大事だと思います。被告人側の人とか、あるいは被害者側の人だとやっぱり差し引いて考えなければいけないけれども、今回の「サツキ」のママさんの場合は、どちらに加担するわけでもないと思います。そういう意味では、ちゃんと自分の記憶どおりに証言してゐるのではないかなどと想ひます。それで、しかもこの店でこのような刃傷沙汰が起きたのは初めてと言つてましたから、割と印象に残ることだったのではないかなどと想ひます。検察官が質問するときに、誘導と言つて、あなたは例えばこういうことを聞いたのではないですかというような、誘導尋問をせずに訊いていて、それでぱつと答えが出て、「やっちゃんた、腹が立つて刺した」というふうに被告人が言ったと証言してゐるので、これは本当に聞いていたのかなというふうに考えられる。ただ反対尋問のときに、本当ですか、それはあなたの想い込みではないんですかと訊かれて、ちょっとくらつとしてました。そのところをど

う見るかかなと思います。

- 被害者は、少なくとも3週間治療してから裁判に出てきているわけですから、二、三ヶ月は経っていると思われます。人間の記憶がどこまで保つかということにもかかるくると思う。
- そうです。ただ、こういう特徴的なところ、異常なところは記憶に残りやすいと思います。被害者にしても被告人にしても酒は大分飲んでたんだろうと思いますので、普通の状態での記憶ということではないから、ある程度双方とも割り引いて考えなきゃいけないだろうと思います。そうであったとしても、さらに正気になって何ヶ月もたった段階でもあのような話が出ているということは、基本的にはそれなりの記憶が残っていて、本当に記憶間違いではないかということを双方の立場から聞かれても、そこは特に被害者などは余り言い分は変えなかった。それを単に被告人憎しという感じで、あえて悪く言っているかというふうに見るか、ちゃんとそれなりに正直に答えているというふうに見るかと、その辺のとり方ということも当然あろうと思います。

被害者の言い分が基本的には余り信用できない、被告人の言い分の方がどちらかというとそれらしいという印象でしょうか。

- 被告人の言い分が全部信用できるとは思わないが、最終的には殺人とはみられない。
- それぞれどういう出来事があったかどうか判断していかなければいけないのですが、被告人が1メートル離れたところで「謝れ」というふうに言って包丁を見せたということなのか、被害者の言うように50センチぐらいの近さで体当たりしてきて、腹のところに衝撃を受けて、それからもみ合いになって、後で気づいたら刺さっていたということなのか、どちらが本当らしいか。

刺された側からすると、けんかなれして、場なれしてずうたいもでかいという被害者が、最初のけんかでも勝っている。だから、そういう意味では、被害者自身もいみじくも言っているように、また来やがってというふうにある程度最初から下手に見ているわけです。そういう人間に仮に包丁を示されたとしたら、すぐ怖がって逃げるという人かどうかというのがあります。当然包丁があったらそれなりの行為はするでしょう。1メートルぐらい離れていたとしても、例えばけり上げるとか手で払うとか、被告人が言っているようにまずつかみかかるというふうになるかどうかです。包丁を見せられて、それを取り合いになるようにつかみかかるということが最初に出てくるかどうか。特にけんかなれをしている人間と多分そうではない人間との間で対峙したときに、包丁が目の前にありながらわざわざ自分から向っていくようなことを、被害者の方が包丁が出来ることを知って向っていくことがあるかどうか、どうでしょうか。わからないからこそもみ合いになって、後で気がついていたら刺さっていたというのも、それなりに説得力があるようと思えませんか。

- 被告人には前科、前歴がないということと、包丁を相手に突きつける行為というのは、普通の素人がおどしのつもりでするのかなという疑問があります。特に、こういうふうにめちゃめちゃにやられている。そこで、素手ではだめだから何か武器

を持とうという気持ちはわかるのですが、例えば相手をおどすのだったら何かそれなりの角材か何かでもいいと思います。たまたま持っていたからといって、包丁を相手に突きつけるという気持ちはどうなんだろうと疑問を感じるんですが、そういうところは皆さん、疑問を感じられないですか。単におどすだけだったというふうに思われますか。

- 学校でもそうですが、よく弱い子が刃物を持って最後に事故を起こしたりします。弱い人が自分を守るために行って、それが行き過ぎるケースがあるのでは。
- この事件の場合は、構図としては似たようなものかもしれませんね。被告人が言うように1メートルぐらい離れて最初「謝れ」というふうに言ったという段取りがあるとすると、先ほど申し上げように被害者の対応もそれなりに異なっていたんではないかと思います。謝れと言われたら何を謝るんだというやりとりがあったり、あるいは包丁が前にあつたら何やそれとかという言葉があったり、すぐに機先を制すみたいな形で振り払うとかけりつけるとか何か近くにあったものを投げつけるとかいうことで、自分の方から包丁に向っていくということはあるかどうか。かつとしていてそのときは夢中だったと言われればそうかもしれないのですが、どうですか。
- 被害者が包丁でさされているのに、本人はしばらくわからなかつたみたいですが、刺さっていることもわからなかつたのは、おかしいという見方もできるのでは。
- 私は刺されたことがないのでわかりませんが、夢中になっている場合、何かすぐにけがしたということがわからない可能性はないのですか。被害者の場合、後で逃げ出してから腹が痛くなつて救急車を呼んだと言っていました。
- 左腹に衝撃があつて熱くなつたということを言ってますから、その時点で、あつ何か刺されたなというのはわかつたというように証言していました。確かさされると、あつ痛いというより熱いというのがあるらしいです。
- 被害者の刺されたときの状況やいきさつについては、基本的に大きく間違つたことを言ってないんじゃないかという気がします。
- つかみかかったかどうかですが、瞬間に近い距離で刃物を突きつけられるとすごい恐怖を感じます。多分皆さんもそうだと思うのですが、もし本物の包丁をこの場に用意して、目の前に来たら、本当に恐怖を感じます。思わずつかでしまうのは普通の人間の反応だと思いますが、今回の被害者はけんかなれしています。暴走族には間違いなく入つていたと思います。そういうけんかなれした人間ですから、もし刃物というのを持っていることを認識したときには、本当にそれなりに対処できたという気がします。けんかなれしていない人だと本当に思わず、わっと、命の危険を感じてとっさに自分を守るために本当に刃をつかんでしまう人がいると思います。ともかく刺されたら大変だというので、思わず刃をつかんで防御するという方もいますが、それは本当にけんかなれしていない普通の人で、今回の被害者は少し違うかなと思います。
- 私も殺人未遂を認定します。被告人が離れたところで「謝れ」と言ったという事実はなかったと思います。動機についても、少なくとも相手と対峙した時点で殺意を抱く可能性のある動機であると思います。それと、そもそも鋭利な刃物を示して

いるということ、刺さっている部分が腹部であるということ、刺さった深さ、包丁の持ち方も含めて、この対応から見るとやはり被害者が言っている状態で行為が行われたと見るのが自然ではないかなと私は思います。それとやはり非常に大きいのはママの証言です。この検察官も言ってましたけれども、やっぱりママの証言というのも信用できるのではないかなと思います。

- 店の前でどういうことがあったかについては、多分どちらが本当か最終的にわからないということになるかもしれません、順番に考えていくと、被告人が言うようないきさつがあったというのはちょっと無理があるような感じがします。1メートルぐらい離れて、包丁を出して「謝れ」と言った。すると、被害者が包丁をとろうとしてつかみかかってきて、それでもみ合いになって転んだか、つんのめったら刺さってしまったという流れは、ちょっと無理があるんじゃないでしょうか。

今回の被害者を考えると、もし包丁を本当に目にしてる状況がどこかであれば、被害者はそれなりのリアクションをしています。自分が幾らけんかなれをしているとしても刺されても構わないと思わないでしょうから、まずは包丁をどうにかして、その上で何やっているんだということでさらに殴りつけるということになるだろうと思います。それをせずに、ぶつかられて腹のところが熱くなって、それで刺されたかもしれないと思い、その後危ないと思って刃物の取り合いになったというのは、それなりに自然な流れで、特にうそを言っている感じはないと思います。

- 加害者は酔っているとはいえ割合冷静ではないでしょうか。本当に殺意があったらスナックで刺すと思います。外へ出ているのは、かなり冷静で、腹を立ててママにいい格好しようという気持ちだったのではないかなと思います。
- 被告人にとっては、ママさんの前でやられたというのは結構大きかったみたいですね。
- かあっと血が上っていたら何か持っていくんじゃないですか。
- それもあるかもしれません。まして包丁を持っていればというと。
- 被害者が外へ出ていったのか知れませんが、外に出たというのは余裕があったのではないかなと思います。
- 店内で騒ぎを起こすと迷惑がかかるという発想が多分あるでしょうから、余裕があると思います。
- だから、この被告人が被害者に特別恨みを持ったというよりは、この店で被告人からやられたから頭に来たというところが大きいような感じがします。これが例えば店とは全然関係ないところであれば、本当にこういうふうになったのかとも考えます。
- 最初は中でやる気もあったのかなという気もしないでもない。中でひょっとしたら本当に示す気だけだったのかもしれない。ただ2回目に入ったときに、意に反してなのか、相手がにらみ返ってきて近づいてきたので自分は出た、相手もすぐ出てきた。そのときには、かなり余裕のない状態ではなかったのかなという気もします。
- まず、わざと刺したということを考えないといけない。わざと刺したとしても、

殺意があるかどうかというのはまた別の問題だと思います。

- 被害者が腹を刺された後、被告人ともみ合いになって、被告人がしりもちをついて被害者が逃げた。その後にママが出てきて、被告人が1人で血のついた包丁を持って立っているのを見て、どうしたのか聞くと、今やっちゃったみたいなことを言った。被告人は、ここはそういうことは言っていない、無言でうなずいただけだというふうに言っていますが、ママの証言も若干は後退しているところがあるにしても、多分その流れ自体は被告人の言っていることではなくて、被害者やママさんが言っているようなこと流れがあったのではなかろうかと思われます。

そういう事実だとしたときに、では被告人に被害者を殺すつもりがあったと言えるのかどうかというところがまた論点になります。一応、殺意なり殺す方向で考えられるというふうに思われる事情があるとすると、けんかで負けたとか、そのときにぶっ殺してやると言ったとか、被告人自身はママさんの前でかなり恥をかかされたというふうに思っているという結構感情面での恨みつらみというのがあります。実際の態度としては包丁を持って、先ほど言った事実を前提とすると、有無を言わさず被害者を見つけると突っかかるって腹に刺さったということになる。持っていた凶器は、刃渡り15センチの包丁で、どういうものを着ていたかわかりませんが、着ていた物の上から10センチも入ったということです。2センチ、3センチの浅いものではない。

傷の方向が外側によけています。内側に入っていれば殺す方向に向いてくると見ることが強いと思いますけど、外側に向いていると被告人が言うようにもみ合ってうちに外側に出てしまったということになります。ただ被害者の方もとっさによけようとしたけれども、完全にはよけきれなかって刺さってしまったと証言していますから、そうだとすると傷の方向も被害者の言っていることと別に矛盾はしないということになります。

- 刺したら死ぬという場所を選んでいたのでしょうか。
- 足を刺すつもりで最初から足を狙ったということであれば、これは單にけがを負わせる程度だっただろうと思います。腹ということになりますと、一步間違えば死んでいたかもしれない。いろいろ大きな臓器があって、特に肝臓を刺されて出血すると助かりません。イメージとしては心臓を刺されるというのが一番死にやすいというイメージがあるかもしれません、胸を刺すというのは、なかなか難しい。
- 水平に包丁が入らないと肋骨に当たって中に入らない。今回は縦に刺しています。
- ですから、被告人自身が殺すと思ってなかったと言っています。本人は多分そういうところがあったかもしれないが、だからといってそれを外から見たときに、これは殺すつもりでやった行為だというふうに言えるかどうかということも1つ考えなければいけない。本人が殺すつもりで刺しましたと言ったら、それはそのとおりになるんですが、自分は殺すつもりはありませんでした、かっとして思わず出したら刺さって死んでしまいましたというふうに言うけれども、それを外から見て、普通の人が例えば目撃者的に見て、そういうふうに言っているけれども、やっぱり殺人と言われても仕方がないと言えるかどうかということも1つポイントです。
- 確かにその瞬間殺意があったかもしれないが、全体的に殺意を感じないのであれ

ば殺意なしと見ることになる。

- 殺そうというところまではなくても、こうやって刺すと死ぬかもしれない、それでもいいという気持ちがあったときに、殺意という評価ができるかどうかです。
- 一般に、普通の方が考えている殺意と言われるものからするイメージと、ちょっとずれているところは確かにあります。けれども、裁判上で本当に殺意があったかなかったか、いわゆる未必の殺意があったかどうかといわれるときには、外にあらわれた事実を一つ一つ持ってきて、これを全部合わせて見たときに、裁判官、裁判員の評価、見方として、これは殺すつもりでいたか、あるいは殺しても構わないとと思っていたと言えるかどうかということになります。そのように見えるとなると、もう殺意があったということになります。ちょっと一般的に思われているところとずれが出てくるかもしれません。
- 難しいですね。殺意といつてもいろんなレベルというか、幅があると思います。本当に計画的な殺人というのは間違いないですし、例えば首をひもでぎゅっとしめる、これはだれも殺意がないとは言えない。そういうやった行為から殺意があったどうか、あるいは起こった結果から判断をすることになります。人を死に至らせるような行為をしたかどうかとか、いろんな方面から見ていて殺意というものをしていくのですが、今回検察官が主張している殺意というのは、はっきりした強固な意思、絶対殺してやるぞという殺意とはちょっと違うと主張しています。死んでも構わないんだぐらいの、殺意のレベルとしてはちょっと低い、そういう殺意を検察官は主張していると思います。それがあったかどうかというのを皆さんに考えていただきたい。
- 検察官は6年の懲役刑を求刑しています。殺意を認めなかったらどうなるんでしょうか。
- 傷害罪になります。先に被害者に暴行を受けている事情もあって、被害者にも落ち度があるのではないかといえます。けがの程度、これは3週間の腹部刺創というのは重いとみるか軽いとみるかというところはあるのですが、一歩間違えば死んだかもしれない程度の傷なので、軽い傷ではもちろんありません。
- 被害者の方もすぐ救急車を呼んだと言っていますから、すぐ救急車で運ばれて治療を受けられたと思いますが、放っておけばどんどん出血しますから、死ぬ可能性もあったというふうに言えると思われます。こういう傷はすぐ治療を受けると案外早く治ってしまいます。特に、被害者は31歳と若いですから治りは早く、治療期間が3週間程度で済んだと思われます。
- 時間の都合もあって少し強引ではありますが、まとめに入りたいと思います。裁判官役は全員殺人未遂ということでよろしいでしょうか。裁判員役の方はいかがですか。
- 第一印象で殺人未遂が成立しないという感じがして、それからいろいろ聞かせていただいて考えていたのですが、今も殺人未遂は成立しないと考えます。被害者も暴行していたことを考えると、刑期は6か月くらいだと思います。
- 殺人未遂と考えますが、刑期は3年くらいだと思います。
- 私は殺すつもりでやったというふうには思えません。刑はどのくらいと言われて

も、どの程度ならどのくらいかという知識が全くないので、具体的にはちょっと言えません。

- 執行猶予でもいい、別に刑務所に入れなくてもいいのではないかという考え方です。
- そうです。
- 情状事実といって刑を決めるに当たって、例えば被害弁償をしているかどうかとか、前科がどうだとか、そういうところはよくわからないのですが、被害弁償していたら執行猶予ではないでしょうか。
- 被害弁償をしてくれと言っているところを見ると、被害弁償していないようです。そうなると、最低の実刑にならざるを得ない。刃物で刺すという行為の重さは物すごくあると思います。そして、それが足などではなく、死に至る可能性のあるところを刺してというのは、結果は軽く済んだとはいえ、その責任の重さというのはやはり相当に重いと考えます。
- ビデオで出てきただけの情報を前提とすると、私は殺人未遂が成立し、少なくとも4年ぐらい刑期は必要だと思います。
- 被害弁償もしていないのであれば、やはり4年ぐらいの実刑が今までの実務の相場です。
- きょうの議論を聞いていて、非常に参考になりました。プロの法曹はみんな殺人未遂、実刑と言っていて、皆さんの最初の印象は傷害でした。この違いをどうするのかというのが将来の裁判員裁判の参考になると思います。

1つは、素人であるけれども、国民がそう考えるのならばそれでいいという考え方です。今回は殺人未遂あるいは傷害の判断の違いでしたが、もっと大きなレベルでの違い、例えば、プロの裁判官はみんな殺人と認定する。でも、一般の方は無罪と認定する。しかし、それは国民が決めたものだから、本当はプロの裁判官だったら有罪で無期懲役ぐらいになったけれども、釈放していいんだというふうに考えるのか、いや、やっぱり評議でプロの裁判官がみんな有罪と考えるのなら、一般の国民の方をきっちり説得しなければならないのかという、どういう方向に裁判が行くのかというのは非常に考えさせられる分かれ目で、私としては非常に興味深かったと思います。

今日の議論を聞いていて、検察官の立場にある人がもっと裁判員にわかりやすく証拠を出さなければいけないというふうに思いました。私は刑事事件よりも民事事件を担当することが長かったので、思考方法が刑事事件を長く担当している裁判官とは若干違うのですが、この人の証言が信用できるか、スナックのママの証言が信用できるかというのは、人生経験とかに基づくものだからかなり違いが出てきてしまします。だから、私は裁判官として余りそういう発想で物事を判断しません。それから、殺意の点もこういう出来事があったら、例えば、人がぼこぼこに殴られて殺意を抱くかどうか、多分皆さんは正常な一般人だからそんなことで殺意なんて生じないと思います。けれども、今起きている事件を見ると簡単なことで殺意が生じて殺人に至ることもあります。それから、そんなに知的レベルの高くない人ならば、スナックのママの前で恥をかかされて、殺してやろうと怒るかもしれない。でも、

そういうことというのは人によって感じ方が違うので、そういうことを議論をしていると人によって違うなという結論になるのではないかなと思います。

この事件の一番のポイントは刃物が10センチも刺さるかどうかだと思います。私は魚釣りをするものですから100円ショップの刃物を買ったことがありますし、何千円もする刺身包丁も持っています。いくら新品だからといって100円ショップの刃物がそんなに切れるかと言ったら、切れないとと思っています。先ほど議論にも出ましたけれども、冬で洋服をある程度着ているだろうし、それから、170センチの90キロだと、かなりおなかに脂肪がついているのではないか。100円ショップの刃物で、洋服があって、そして脂肪がついているというのであれば、もみ合っている段階で刃体の15センチのうちの10センチが入るかどうかというのを、もうちょっと検察官なりが客観的な事実をもとに立証しなければいけないのだろうと思います。これは模擬裁判だから図面しかないのでですが、傷の状況はすぱっと入っている傷しか出ていません。その辺を客観的に立証すると、被害者が言っている体当たりで刺されたのか、それとももみ合っているうちに刺さったのかという一番基本の部分を客観的な事実から見て、どのように判断できるのかということを決めていくべきではないかと思います。

それが決まれば、次に気持ちの部分についていろいろ考えることになると思います。先ほどお話をありました、計画的に練って殺してやろうと思ったら明確かもしれないけれども、かっとなったときに殺すのか殺さないのかというのは真実はわからないところです。でも、客観的におなかを刺されたという事実を皆さんどう見るか、自分がおなかを刺されたらどう思うのかということで、それで先ほど言った未必の故意というか、殺しても仕方がないというふうな認定も仕方がないと言うのか、いや、それでもやはり傷害なんだという判断をしていくのかと、裁判官が裁判員と評議するのにそういう客観的事実を資料として重要視して、ざっくりした議論を進めないとなかなか結論が難しくなるという印象を持ちました。私たちとしては非常に反省をしなければならないと参考になりました。私の結論は、殺人未遂成立で懲役4年です。

- その結論はかなり厳しい判決だなと思いました。自分は厳しい目で見ているつもりでいましたが、もっと全体として大きなとらえ方をする必要があると思います。
- 私は、このビデオを初めに見たときに、裁判員制度の評議の材料に使う事件としてはあまりふさわしくないと思いました。というのは、これはもう殺人だと思ったからです。正直言って、皆さんが殺人ではないと言われるのをお聞きして、自分の感覚がおかしいのではというふうに思ったぐらいなんですが、先ほど委員長が述べられたように、法曹に携わっているものが奇しくも同じ結論に達して、そうでない方が違う結論に達するというギャップは、今後裁判員制度を運用していくに当たって、検察官にとってだけではなくて、弁護人にとっても非常に大きな、重たいテーマになってくるなというのを感じました。
- 裁判員裁判が始まると量刑がどうなるのかという議論があって、裁判員制度の説明会をすると、そういう質問が出ます。今、プロの裁判官は事件に慣れていて量刑が軽過ぎると、一般的に言われています。果たして、裁判員が入ることによって量

刑が重くなるのかどうかという議論は、これは非常によくわからないところです。テレビを見て第三者的に、傍観的にこんなのは死刑だ、こんな残虐なことをやるのは死刑に決まっているという人がいます。けれども、皆さんが本当に裁判員になって被告人を目の前に見て、それで死刑にできるかどうかとか、重い刑にできるかどうかというのは、かなりプレッシャーがかかることです。そのときに本当に重くするのかどうか。私はいろんな模擬裁判を傍聴していますが、素人の方はやはり自信がない、自信がないとどうなるかというと、こんなに自信がなくて被告人を有罪にしていいのか、こんなに自信がない状況で被告人に重い刑を課していいのかという発想になってきます。そうすると、無罪あるいは軽くなるという方向に行くのかもしれません。

今日の印象で、裁判員と共に裁判をするときに、私たちプロとしてどうすることに気をつけたらいいのかとか、裁判員と評議するときに、裁判官としてはどういうところを注意すべきかというような感想でもありましたら、お述べいただきたいと思います。

- プロの裁判官の中に素人が入ってどうなるんだろうという思いがあったのですが、今日まさにその違いを見せつけられた思いです。今日はビデオを見ただけで結論をすぐ出しましたが、何日間の過程でいろんなことを教えていただいて、かつ基本になることをきっちりと説明していただければ、もうちょっといろんなことを考えた結論が出るのではないかなと思いました。  
(委員長から裁判員制度の広報活動について説明を行う。)
- この地裁委員会でも裁判員広報のためにどういう活動をしたらいいのかというご意見を聞いて、参考にしながら裁判所としての広報活動を進めています。